

文書分類番	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	次 長	主 査	主 査	担 当	文書取扱主任		

第32回 経 済 建 設 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日		平成 22 年 11 月 24 日（水曜日）		開会 9 時 59 分		閉会 12 時 22 分	
開催場所		第三委員会室					
出席委員		山木、清水、中田、田村、山腰、水口				事務局	中嶋事務局長
		委員外議員～窪之内、井上					田湯次長
欠席委員		なし					山本主査
説明員		別紙のとおり					
議 件		別紙のとおり					
議 事 概 要	1. 所管からの報告事項について						
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、報告済みとした。						
	(1) 平成 22 年度一般会計補正予算について						
	(2) 滝川市都市計画マスタープラン経過報告について						
	(3) 街なか通行量調査の実施結果について						
	(4) 公の施設の指定管理者の指定について						
	(5) 中空知地域職業訓練センター施設の譲渡について						
	○ 農業開発公社に関する資料要求について						
	○ 農業開発公社の粉飾決算に伴う監査請求について						
	(6) 平成 22 年産麦・米穀の出荷状況について						
	2. 第 4 回定例会以降の調査事項について						
	別紙調査項目のとおりとすることに決定した。						
	3. その他について						
	特になし						
	4. 次回委員会の日程について						
正副委員長に一任することに決定した。							
上 記 記 載 の と お り 相 違 い な い。 経 済 建 設 常 任 委 員 長 山 木 昇 ㊟							

平成22年11月22日

滝川市議会議長 中 田 翼 様

滝川市長 田 村 弘

経済建設常任委員会への説明員の出席について

平成22年11月 9 日付け滝議第126号で通知のありました経済建設常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願い申し上げます。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願い申し上げます。

記

滝川市長の委任を受けた者

経済部長	若 山 重 樹
経済部参事	多 田 幸 秀
経済部商工観光課長	五十嵐 千夏雄
経済部商工観光課主幹	日 口 裕 二
経済部商工観光課副主幹	志 賀 久 幸
経済部商工観光課主任主事	青 木 康 男
経済部商工観光課主任主事	清 水 拡 智
経済部商工観光課元気タウン推進室長	千 田 史 朗
経済部商工観光課元気タウン推進室次長	長 瀬 文 敬
経済部商工観光課元気タウン推進室主査	加 地 幸 治
経済部農政課長	新 井 敏 幸
経済部農政課農業基盤整備室主査	寿 永 七月男
建設部長	大 平 正 一
建設部技監	三 谷 文 彰
建設部土木課長	川 本 滋
建設部土木課副主幹	岸 祐 一
建設部土木課副主幹	尾 崎 敦
建設部土木課主査	千 葉 一 稔
建設部土木課都市計画室長	千 葉 強
建設部土木課都市計画室副主幹	湯 浅 芳 和
建設部土木課都市計画室主査	田 邊 義 明
建設部土木課都市計画室主任級主事	東 忠 司

(総務部総務課総務グループ)

第32回経済建設常任委員会

H22.11.24(水)10:00～

第 三 委 員 会 室

○ 開 会

○ 委員長挨拶（委員動静）

1. 所管からの報告事項について

《建設部》

（1）平成22年度一般会計補正予算について

（資料）土 木 課

（2）滝川市都市計画マスタープラン経過報告について

（資料）土 木 課

《経済部》

（3）街なか通行量調査の実施結果について

（資料）商工観光課

（4）公の施設の指定管理者の指定について

（資料）商工観光課

（5）中空知地域職業訓練センター施設の譲渡について

（資料）商工観光課

（6）平成22年産麦・米穀の出荷状況について

（資料）農 政 課

2. 第4回定例会以降の調査事項について（別紙）

3. その他について

4. 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第32回 経済建設常任委員会

H22. 11. 24(水)10:00～

第 三 委 員 会 室

開 会 9 : 5 9

委 員 長

委員動静報告

全員出席。委員外議員～窪之内。プレス空知の傍聴を許可する。

1. 所管からの報告事項について

議案関連については、建設部は（１）の１件、経済部は（４）の１件である。議案審査にならぬよう留意願う。（１）について説明願う。

（１）平成22年度一般会計補正予算について

尾崎副主幹
委 員 長
副委員長

（別紙資料に基づき説明する。）

説明が終わった。質疑はあるか。

① これまで管理されていなかったという表現があったが、具体的に放置されていたというのはいつごろなのか伺う。

② 有明町のゲリラ豪雨で、今後の水害に対してどのような効果があるかについて伺う。

尾崎副主幹

① 最低限の管理はしているが、未整備で河川改修がされていなかったということである。

② ゲリラ豪雨に関しては、本工事を行うことによって銀川自体の流下能力は間違いなく上がると考えている。8月24日のゲリラ豪雨によって浸水した有明町5丁目1番地先は、河川の流下能力が上がったとしても、地形がくぼ地なので1時間に54ミリという非常に強い雨が降り、下水道計画の35.5ミリを大きく超えて、集水ます等や銀川に抜ける河川関係の流下能力を超えてしまった場合には、その地域ははけ切れないと考えている。河川の流下能力が上がるのと、有明町のゲリラ豪雨に対して効果があるのでは別問題と理解願いたい。

副委員長

① ゲリラ豪雨の関係では、9月の議会でも対策を検討するという答弁があったが、雨水溝からの最終排水経路が銀川に抜ける部分が今はないとすれば、幾ら銀川を整備してもよくはないと思う。ゲリラ豪雨での雨水溝の改善策というのは、今後また別の形で出てくるのか伺う。

② もともと銀川については地域からの要望があったと思うのだが、銀川にかかわる改善要望にどんなものがあるか、そういう中から今回これに絞った経過について伺う。

尾崎副主幹

① ゲリラ豪雨に対する対策であるが、来年度予算に向けて有明町5丁目1番地先については、例えば水中ポンプや発電機等の資機材の配備を検討することによって予算計上したいと考えている。

② 銀川についての地域の要望であるが、河川の周りの銀川団地裏の草刈りは対応してきた。それ以外では特に要望は聞いていない。

副委員長

① ゲリラ豪雨対策に対しては、来年度の予算要求の段階だと思うが、このようなものをまとめて議会に途中経過として報告してほしいと思うが、現状では幸町や江部乙町を含めてどんな要望内容になっているのか伺う。

② ダブル認定国道の銀川の橋が障害になるという要望も出ていたと思うが、検討されたのか伺う。

尾崎副主幹

① 8月24日に浸水した有明町のほかに幸町も含めて、雨水計画を見直すとい

うことは予算的に非常に厳しい。浸水したエリアについては個別にポンプを設置する場所にフラットゲートという逆流防止装置を設置する。幸町についてはフラットゲートとバイパス管というもので対応しようと考えている。そのほかの地区については、資機材、ポンプ、発電機の配備を予算計上している。

② 国道 451 号銀川の橋の部分の歩道がそこだけ狭くなっていて、通勤通学時の支障になっていることから、国に要望をしている。今回の銀川のしゅんせつは、土木課としては別問題と認識している。

委員長

他に質疑はあるか。(なし) (1) は報告済みとする。(2) について説明願う。

(2) 滝川市都市計画マスタープラン経過報告について

千葉室長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

北海道新聞及び井上委員外議員の傍聴を許可する。説明が終わった。質疑はあるか。

田村

① 第 5 章を見た場合に、空き地を有効利用して人口集約するということも書かれているが、農業委員会が必ず絡んでくる。町なかの空いているところはほとんどが農地であり、農地が連続していないところ、例えば家と家の間にある農地は現地目証明が出せるようなことも言っていかなければ、農業委員会が農地ということで 5 条申請するには時間がかかり過ぎて建築も延び延びになって、そのうちに申請者もあきらめてしまうという現状がある。計画はすばらしいが、空き地の有効利用については、農業委員会にもその旨を伝えていくべきではないかと思うがいかがか。

② 町なかに集約したときに、どうして町ではなく郊外に家を建てるのかというと、税金が高過ぎるということが現実としてある。この辺も年限を切って集約するような施策も加えるべきだと思うがいかがか。

湯浅副主幹

① 農振の除外の関係で、5 条の手続では時間がかかるということだが、農地法や農業委員会の絡みがあり、十分理解できる。農業委員会や農政課にも伝えて、今後の検討課題としたい。

② これは固定資産税のことと思うが、当然市街地については評価額が高いので税金も高くなる。税金を現段階で郊外のほうを高くして、市街地のほうを安くすることがすぐできるかどうかは、これも法律があるので即答はできないが、都市計画法としてできることは、今回の都市計画マスタープランにも載っているが、土地利用のルールを変えることによって、郊外のほうに、市街地が拡大しない形で誘導を図っていきたいと考えている。

田村

今言っているのは町なかにある住宅と住宅に囲まれた農地が用を足さないということで、これは農地法という法律があつて、そこには農業委員会の権限というものがある。それが現地目証明で 5 条申請しなくても宅地化される。農地法を重視するのはもちろんだが、現地目証明をもっと有効に活用すべきと思う。固定資産税のことだが、町なかで建物を建てた場合に、建築して 5 年間は半額にするなど、郊外の税金を上げるとは一言も言っていない。郊外の税金は安く保つべきであるし、郊外の土地を農地といって規制していくのは逆効果になる。住宅地がばらばらになるのではなくて、大型店などが建った場合にその地域は黙っていても拡大されるわけで、そういう規制がなくどんどん建てたほうがそこに町が集約される。真ん中だけの市街ではなくて、町が移動するということもある。将来的に見た場合に郊外が拡大され、市街地が衰退していくというのはやむを得ない社会現象ととらえるべきと思うがいかがか。

千葉室長

今委員が言った中身は我々の準備会議でも論議されている。今後の会議の参考意見として伺っておく。

委員 長

他に質疑はあるか。

副委員長

① 滝川市都市計画マスタープラン素案 P6 の (5) 東小学校地区の 1) 国道沿いに中空知圏を視野に入れた商業地づくりと、2) 国道沿いの店舗などの立地と周辺のゆとりある住宅地づくりということで、沿道サービス施設の立地を誘導するというのが今回の案の文言になっているが、これについては何回も本会議での一般質問や経済建設常任委員会で、滝川のためにならないということと言い続けてきているが、一貫して変更されていない。今回のまちづくり懇談会、諸団体との意見交換の中で、バイパスの沿道サービス施設の立地を誘導するようなまちづくり計画に対して、商業団体や商工会議所等と何も議論されていないのか伺う。

② 東町地域については、既存バス路線の充実も関係機関と協議を行い、東先回り、西先回りを更にバイパスの店舗に広げることが具体的になってきているようだが、中心市街地との関係で言えばどっちが重点なのかという話にもなる。このバス会社との協議については、何をイメージしているのか伺う。

湯浅副主幹

① P6 の (5) の文言については、12 号バイパスではないので、誤解を与えないように訂正させていただく。ここで表現しているのは、38 号と 12 号バイパスの周辺の部分ということである。12 号バイパスの件については、あくまでも農村の環境を保全するという考え方に立っている。その中でも土地利用が農地法だけでは転用されていく可能性はゼロではないので、都市計画室としても 12 号バイパスの土地利用に対して、農村環境を守れるような土地利用を図っていききたいという考え方である。具体的な店舗面積については都市計画法では床面積で 1 万平方メートルまで建てられるということだが、この都市計画マスタープランの見直しを図ることによって、店舗については今の案では 1,000 平方メートルまでと規制を強化している。そのほかに沿道サービス系においては面積の表現は記載はしていない。沿道サービスがどういうものであるかということについても細かくは決まっていないが、面積等の関係についても検討していると考えている。商工会議所などからは郊外の店舗の拡大につながるというような意見については聞いていない。

② バス路線の今後の協議の関係であるが、既に企画課で協議が進められている。都市計画マスタープランでは 20 年の長期計画の中で、基本的には既存の市内路線バスをいかに維持していくかを考えていきたい。その中には環状線という議論があり、その路線に市内路線バスを走らせるのか、都市間バスを走らせるのか今後の議論となってくる。企画課の議論とは切り離して考えてほしいのだが、将来の 20 年を考えたときに市内路線バスの維持に努めていくためには利用しやすいような土地利用を図っていくということが、今回の都市計画マスタープランの目的と理解願いたい。

副委員長

① 沿道の 1,000 平方メートルという数字だが、前回の定例議会で特別用途制限区域を条例化し、1 万平方メートル未満という表示であった。ここでは 1,000 平方メートル未満というのは土地利用用途区域設定で第 2 種住宅専用地域、準工業地域などそれに見合ったものを設定するという考え方なのか伺う。

② 農振のためだと言うが、今の農地を農地以外に変えられるように農振を除外して商業地域として使うことが農振だという説明だと思うが、例えば農業振興

といえば農業のための施設や農業者のための施設ということになるが、あくまでもここで言っているのは沿道サービスであるから、通行される方のサービスであり農業振興には何の関係もない。農地が売れるという意味で農業振興だととらえざるを得ないが考えを伺う。

湯浅副主幹

① 用途地域等を指定するのかということについて、今の案では特定制限用途地域という名称をるる指定する。特定用途を制限するものを沿道サービス系の施設だけに限って建てるような用途制限地域をかけていきたい。その市街地を拡大する用途地域の指定ではないことを理解いただきたい。

② 現在1万平方メートルの店舗等が建てられる状況にあるが、当然農地は守っている。特別な理由があれば交通利用者のための4車線を確保するという意味で、農業振興のために沿道サービス系の利用を図るという意味ではなく、農業の環境を守るという意味である。現状では1万平方メートル以下であればいろいろな物が建てられるがそういったものを防いでいくという考え方である。

副委員長

① 1万平方メートル未満の用途制限地域を設定したそのものが、大型店の立地を誘導してしまった。農業振興地域を除外して白地の地域についてそれを設定するというのであれば、今すぐにでも建てられるものを制限するということで、農業振興地域については、工場や商業施設など何も建てられないわけで、農振を外そうという動きがないのにどんどん先回りしてこういったことを決めていくのは、滝川市は農振地域を守るという考えがそもそもないのかどうか伺う。

② 商業団体の要望等について伺う。

湯浅副主幹

① 所管が建設部ではないので正確には申し上げられないが、基本的に市は農業振興地域を守るという考え方には変わらない。

千葉室長

② 要望についてであるが、商業団体からの要望は受けていない。

副委員長

商業団体とこの都市計画マスタープランについて、意見交換の場はいつどこと持ったのか伺いたい。

湯浅副主幹

商工会議所とは直接的には意見交換会は開いていないが、都市計画マスタープランの策定委員会に商工会議所の方から委員として出ている。

副委員長

策定委員会は商工会議所青年部と江部乙商工会の2つで、ここから出ている委員の中からは異論を唱えていた人はいなかったと確認してよいか伺う。

千葉室長

そのとおりである。

委員長

他に質疑はあるか。

井上委員外議員

① 先ほど農振地域の話が出たが、まちづくりはこれだけモータリゼーションが発達した中で、どこを残すかということの選択も非常に大事である。農振地域を固定化しておくのかということについては問題がある。例えばインターチェンジ周辺、沿道の問題について、そのときにどうあるべきかという論議がなければならないと思うがいかがか。

② 畜産試験場跡地の問題で、道の所有地といえばそれまでであるが、どういう位置づけをされているのか伺う。

③ 住みかえ高齢者向け住宅、高齢者の持ち家は考え方としてはよいと思う。実際にこういう制度があると聞いているが、地域的にそれを進めているところがあると思うがその辺について伺う。

④ この構想を進めていくには一体化した強力な指導書がなければならない。住宅マスタープラン等との連携の中で、このとおりになっているのか。20年先

湯浅副主幹

に固定化した住宅マスタープランではこんなことは実現できそうもない。もう一つは、P8の第6章計画策定プロセスと今後の見直しに、10年後に見直しをすると書いてあるが、10年たって町が固定化し、コミュニティが崩壊した後では立ち直れない。そんなときにこの見直しを10年後に行う。また、経済情勢が悪かったらできないこともあるというのは逃げ道である。これは見直し期間を検討する必要があると思うが、そのローリングをどう考えているのか伺う。

① 市の発展についての関係であるが、資料の概要版のP4の第4章、分野別構想に土地利用の方針図があり、流通団地の今の分譲率は約92%である。中央工業団地については約70%弱になっている。土地利用の需要動向を見定めて、指摘の38号のバイパスの部分に新たに地域産業用地として書かれているが、流通団地の上からインターチェンジにかけて紫色で示してある12号の中央工業団地から江部乙にかけての12号沿いについても紫色で示してあるが、こちらについては今決めるということではなく、将来的に新たな産業誘致が図られ創出されるということで、足りなかった場合に用地として確保する考え方をこの都市計画マスタープランの中では反映させている。

④ 既に住宅マスタープランは策定済みである。ここでも都市計画マスタープランの記載もあるが、次の住宅マスタープランの見直し時期には都市計画マスタープランを反映した上で見直しを図るようなことで、本計画案にもその旨が記載されている。見直しの時期の指摘であるが、従前都市計画マスタープランについては10年ごとと考えていたが、近年の社会情勢の急激な変動で、将来が見えないという状況で、都市計画の運用指針というのが国交省のほうから出されているが、その中でも流動的にその時代を反映したもので見直しを図るべきものは図るという記載があり、それらを反映した計画書になっている。ただし、都市計画マスタープランは、都市のハード事業にかかわることが多い内容になっていることから、道路をつくる計画を来年はやめる、再来年はつくるということでは困るので、基本的な考え方を変えずに、その中で都市計画事業等についての方針に大きな影響がないように適時見直しを図っていきたい。

千葉室長

③ 住みかえの地域的な部分ということでは、一般社団法人移住・住みかえ支援機構から具体的に実証されている事業内容である。

湯浅副主幹

② 旧畜産試験場の跡地ということであるが、現在は構想をつくっている段階で、それに向けて位置づけを進めているところである。都市計画マスタープランとしては、まだその方向性がはっきり見えていないので、見えてきた段階でその土地利用がいかにあるべきかをそちらの構想と合わせて検討してもらいたいと考えている。

委員長

他に質疑はあるか。

副委員長

案の中の委員構成が市民委員となっていることについて、これまでいろいろなマスタープランを見ている中では所属団体に記載されていたと思う。しかも今回の策定委員は、まず団体を決めてその団体に提出依頼をしているわけで、市民委員と書くことはよいのだが、括弧の中に所属団体を明記して、市がこの団体を指名し、その団体はこの人を指名したということがはっきりわかるように書くべきと思うが考えを伺う。

千葉室長

この策定委員会については委員は策定要綱に基づいて名前と職業を書いてあるが、団体で会議を策定しているわけではない。

副委員長

単に市民委員という表記が一般的かどうかということを知っている。私は一般

的ではないと思う。いろいろなマスタープランを見てきて、こういった団体から代表する方々で構成されたのだとわかったのだが違和感がある。一般的かどうかということだけ答弁願う。

湯浅副主幹 一般的かどうかという点では、前回の都市計画マスタープランにおいても同様と考えている。

副委員長 前回の都市計画マスタープランはそのようだが、ほかにも各部においてたくさんのマスタープランが立てられている。その中で一般的には団体名で書いていると思うが確認したいので伺う。

大平部長 委員の構成の中で特に団体の代表ということでの取り決めではないので、通常建設部で取り組んでいる住宅マスタープランを含めてその団体名は載せていない。

副委員長 意見としてであるが、これは市民、これは所属団体というのでは統一されていない。指定して委員の参加を依頼しているのは事実なので、市全体の中で統一を図ってもらいたい。

委員長 他に質疑はあるか。

窪之内委員外議員 委員の方たちからそれぞれの地域についてこうあるべきという意見がどの程度出たのか。本当に自分の役割をどう考えて、それぞれの地域に対してきちんと見てどういう意見を上げたのか。そういう市民委員会を形だけつくって市役所の案で進められていくのでは困る。江部乙の地域からは代表は出なかったが、江部乙の地域についてどんな意見があったか知りたいので伺う。

千葉室長 都市計画策定委員会の中で専門用語がたくさん出てきて、それらについてはわからないなどの意見があったので、都市計画の図面をもとに施設見学も行い、市民レベルの目線で会議を行った。委員の中で女性は3名いた。

窪之内委員外議員 会議がどのように開かれたのかというのは見ていないのでわからないが、ある団体の推薦された委員からこんなことはわからないかもしれないが出席してほしいと言われたので出た。わからなければ黙っていてもよいからと言われ、出席しても何も答えられなかったと本人からも聞いている。専門用語もたくさん出てくるようであれば、これを理解できる分野の人も含めた市民委員会のあり方も今後検討していくべきではないかと思う。また委員から出された意見や要望についてまとめたものがあるのか伺う。

湯浅副主幹 専門用語の関係は策定委員会の中で用語集をつくって全員に配付し説明もしている。会議の内容については策定委員会のホームページでも公開し、2階の情報コーナーにもある。全部で第6回のうち5回までアップしている。随時アップしていきたい。

委員長 他に質疑はあるか。(なし)(2)は報告済みとする。所管入れかえにつき若干休憩する。

休 憩 11:10

再 開 11:15

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。(3)について説明願う。

(3) 街なか通行量調査の実施結果について

長瀬室長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わった。質疑はあるか。

副委員長 5地点での調査ということであるが、それぞれのこれまでの調査全体がわかる表があれば、委員会として資料要求をしたいがよいのか伺う。

委員 長 資料要求について、委員に諮るがよいか。(よし) 所管は提出できるか。
千田室長 提出できる。
委員 長 後ほど机上配付願う。他に質疑はあるか。(なし) (3) は報告済みとする。(4) について説明願う。

(4) 公の施設の指定管理者の指定について
(別紙資料に基づき説明する。)

日口主幹 説明が終わった。質疑はあるか。
委員 長 公募をしたと思うが申請団体数が1団体でほかの団体はなかったと理解してよ
田 村 いか。

日口主幹 よい。
田 村 今後、公募を全国的に見た場合、財政状況のよい指定管理が入ってくる可能性がふえてきている。一般公募はどうか考えを伺う。

日口主幹 そのことについては心配している。それを避ける意味で、公募をするに当たり実質的に協会がこれまでやってきているような実績を踏まえた事業が展開でき、専門職の人員配置ができるという規定枠を設けて、滝川市のまちづくりに資するような事業展開ができるところのみ応募していただく形で募集要項を整理している。

委員 長 他に質疑はあるか。(なし) (4) は報告済みとする。前回の経済建設常任委員会において資料要求が上がっており、手元に改修等の経過の資料が配付されているが了承願う。(よし) (5) の説明を願う。

(5) 中空知地域職業訓練センター施設の譲渡について
(別紙資料に基づき説明する。)

五十嵐課長 説明が終わった。質疑はあるか。
委員 長 公益法人化するにはハードルが高いと聞いているが今後のスケジュールはどうなっているのか伺う。
田 村

五十嵐課長 センター協会のほうでは来年度申請するよう準備を進めているが、何月になるかは確認していない。

委員 長 他に質疑はあるか。
山 腰 譲渡したら固定資産税の関係はどうなるのか伺う。
五十嵐課長 固定資産税の関係については、税務課とも協議しているが、現在の状況では原則として課税である。申請をいただき判断するが、減免も視野に入れ調整している。

委員 長 他に質疑はあるか。
水 口 説明の中では議会に諮っていくということだが、これからのスケジュールの中で議会の議決を要するようなことがあるのかどうか確認したい。

五十嵐課長 財産の処分が無償譲渡をする場合には報告で済むが、滝川市が財産を取得しそれを他団体に譲渡する場合には議会の議決が必要になるので、来年の3月議会に上程する方向で、委員会にも諮りながら進めていきたいと思っている。

委員 長 他に質疑はあるか。
副委員長 ① 提出された資料で伺うが、16年間でセンター協会が負担した分が約7,291万9,000円、機構が5,424万2,000円で、機構とセンター協会の負担する根拠になっていた通知等の内容について伺う。
② 前回委員会で8,000数百万円の大規模改修が必要だとされながら、4年間の国の暫定期間の中では、4,000万円ぐらいと数値が示された。この4年間に

8,000 数百万円ですべてを行ってしまうということができない理由について伺う。

③ 5市5町が社団法人中空知地域職業訓練センター協会の中で、どういう立場で加入をしているのか伺う。

④ 譲渡した後、議会に対してどのような報告等が義務づけられるのか、議会との関係について伺う。

五十嵐課長

① 大規模修繕で配付した資料の中に機構とセンター協会に分けてあるが、事務棟と実習棟Aを機構の予算で建てているので、これにかかる修繕についてはすべて機構側が持つ。センター協会のほうは自己で建てた実習棟B、実習棟Cその他設備に関するものになっている。

② 大規模修繕の8,400万円は今後10年間の予定ということで道に提出している。厚労省の方針としては大規模修繕の3年間は100%国で持つということであるが、これはあくまでも国の予算の中で行うということで、その中に大規模修繕で計画した年度が入っていても、必ずしも100%できるかどうかは未定である。多くの大規模修繕をこの3年間の中行うように事前に国に働きかけていきたいと考えている。

③ 5市5町の行政部会の位置づけであるが、センター協会の中には現在5市5町の首長で構成する顧問会議があって、その下に位置づけされると思う。5市5町の担当主幹者会議という課長職の会議の設置を要請して専務には了承を取って調整が進んでいる。

④ 議会の報告であるが、経営状況等の報告を要しないのであるが、運営負担金を支出している関係上、予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会の中で審議をいただこうと考えている。

副委員長

① 実習棟のB、Cは既に協会の範囲で、8,400万円というのは本棟及び実習棟Aの大規模改修だと確認してよいか伺う。

② 3年間でできる限り多く行いたいという希望は述べられているが、3年間で全額を国で行ってくれればよいのに、10年間の計画を出してしまったのか、10年分の大規模修繕をこの期間に行ってほしいと要望をしているのか伺う。

③ 市は理事のような表決権がある立場の方は入っていないという。高額な負担金を出しているということであれば、表決権ぐらい持てる立場の方が入るということは法令上無理な話なのか、それとも法令上は可能だがあえて入っていないのかについて伺う。

④ 議会との関係については今議会改革の中でも、財政援助団体に対して支出割合が2分の1未満でも市長が報告したいという意味があれば、その団体の同意を得ながら議会に報告することは可能であり、質疑で聞くということと、決算書や来年度の事業計画書が出されるということは大きな差があるわけで、議会に対する定期的な財政援助団体としての報告ぐらいまで行うような考え方があるのか伺う。

五十嵐課長

① 大規模修繕の機構とセンター協会の分け方ということであるが、先ほど答弁したのはこれまでの経過ということで、今までは機構の持ち物とセンター協会の持ち物があったが、市が譲渡を受けた段階で機構の財産ではなくなるので、A棟、B棟の区別がなくなる。すべてがセンター協会の持ち物になる。一括して大規模修繕は国の制度を利用して行うことになる。

② 10年間の大規模修繕ということで、一応、道を経由して提出している大規

模修繕は、平成 22 年度、24 年度、26 年度、31 年度と耐用年数に基づいて年度で額を計上して資料として提出している。国が 3 年間で 100%直すというのもまだ厚労省の段階であって、年末に財務省と検討して詳細を詰めるということで、どのくらいの規模になるのかは未定である。そういった中でセンター協会と十分調整をしながら、事前にセンターの大規模修繕を、なるべく国の 100%の中で直していくように働きかけていこうと考えている。

③ 組織の関係であるが、今のセンター協会の組織図では、会員の会費を支払っている組織がある。行政の枠組みとしては会費という形ではなく負担金ということなので、協議をしていく中でセンター協会と調整している。

④ 議会の報告の関係であるが、先ほど答弁したとおりであるが、動きがあれば経済建設常任委員会のほうにもその都度報告しようと考えている。

副委員長

委員会として資料要求をしたい。1つ目は契約書で、このスケジュールでいくと 2 月に譲渡契約をするが、これは議案として出てくる。2 月前に契約書の案を議会に提出してもらいたい。2 つ目は、通常の運営でこの行政部会が、評決権があるからそれで十分という意味ではないが、少なくともセンター独自に運営できるものではない。国や道が委託訓練を何らかの経済状況の変化の中で減らす、あるいは地方自治体がお金なくて負担金が減ることになると、協会運営は大きく影響を受けるわけで、そういうことから協会の運営そのものに 5 市 5 町が責任を負う。協会の実勢を尊重するために公益社団法人にするわけで、そうしながら同時に自治体が責任を負うということは、どちらに責任があるのかということにもなりかねない。自治体の責任というものを補償する根拠を社団法人の規約など、組織図に含めていく必要があると思うので、現状の組織図と譲渡後の予定組織図の資料要求したいと思うが伺う。

委員長

所管は提出できるか。

五十嵐課長

提出できる。

委員長

資料要求について、委員に諮るがよいか。(よし)

委員長

後ほど机上配付願う。他に質疑はあるか。(なし)(5)は報告済みとする。所管入れかえのため若干休憩する。

休 憩 11:46

再 開 11:50

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。(6)に入る前に、前回の第 31 回経済建設常任委員会において農業開発公社に関する資料要求について、再度、清算人に資料を提出できるのかを確認していただくことになっていたもので、その協議結果について所管から報告願う。

多田参事

前回の経済建設常任委員会の協議を踏まえ、清算人等にその資料の提出について再度確認を行った。清算人としても前の内容と同じで、提出することはできないという判断がなされた。それをもとに経済部としても前回と同じようなことで答弁をさせてもらうことになる。

委員長

所管から報告があった。質疑はあるか。

副委員長

① 清算人の出せないという理由は前回と同じで、2 月の取締役会で決めたことをほごにできないということなのか。状況が変わってそういうことがわかった上で常任委員会が資料要求しても、とにかく覆せないということなのか伺う。

② それが会社法に基づくものなのか。仮に粉飾決算があったとして、粉飾決算の前の取締役会の決定というのは、当然粉飾決算した後、同じことを議論し

でも違う決定をするのだらうと思う。取締役会を開けばということであるが、そのものが会社法ではできないことになっているのか伺う。

③ 市民が7,460万円の損失補償をするときに630万円相当のタマネギを腐らせ、そもそも630万円かどうかということすら資料が出ていないので会社側の発表にすぎない。こういう段階で清算人が出さないと言っているから出さないということで、これ以上求める考えがないということなのか伺う。

多田参事

①② 清算人が出さないという理由は幾つかの要素があると思っている。取締役会で決めたことも1つの理由かと思うが、今これを公表していくと取引先等の経営にも及ぶ危険性があるといったこともあわせて判断をいただいた。

③ 経済部として資料要求に対しての理由は、前にも委員会等で話したように自治法上の観点から、長が議会に提出する書類に位置づけられているものではないということ、あるいは長の調査権であり得たとしても慎重に取り扱いしなければならないといった点、あるいは公社において開示の範疇を超えるといった観点から、清算人の意見を踏まえて提出することはできないという判断をしたところである。

副委員長

① 2月の取締役会で決めたからほごにということについては、新たな状況の中で会社は残っているのだから、取締役会に準ずるその役割を担う会議、あるいは清算人か、権限を持っている方が新たな判断をすればよいわけで、そういうことをしないということなのか、新たな会議、役割、権限を持つ方が存在しないということなのか伺う。

② 今公表すると、取引先に影響するというのが、これはどういうことを示しているのか伺う。

③ 経済部の問題については、地方自治法の観点、長が知り得た範囲、公社の開示の観点、これは総務省の通知を見れば、そのようなことは当然踏まえた中での通知であるわけで、総務省の通知の立場に立っていないのかについて伺う。

多田参事

① 現在、会社としては特別清算の手续に入っている。解散をして会社としては存在はしているが取締役としては解任されている。清算人が今いるということなので清算人との協議の中でそのようなことが起こっているということである。

② 取引先との経営の内容については、例えば質問等にあったタマネギの入庫の関係、処理の関係等についてそれが明らかになればそれがどういう形になり取り扱いをしたかということが開示されるということになるので、そういう観点から明らかにすることはできない。

③ 自治法上の観点から以前にも回答させていただいている部分である。また、総務省の指針に伴って今回資料等整理して提出している。必要な部分については、今回の中で整理をさせていただいていると思っている。

副委員長

① 今、取締役会の権限を受け継いでいるのは清算人であるという答弁がされた。それであれば、清算人が新たな状況のもとで判断したことが出さないという結論であったかと思う。しかし、この公社は市が全額損失補償をすることになる。公社の債務の中で減額したり、債務の帳消しになるものが今回あるのであれば別であるが、公社の債務は全額損失補償の範囲内で支払えるということになると思う。清算人が市に対して社会的常識から見て、資料要求を拒むということは考えられない。その情報をどう取り扱うかというのは、まず情報の資料をいただかなければわからない。清算人が判断する段階ではないと思うが伺

う。

② 全く総務省の通知を理解していない。総務省は、自治法上きちんと情報公開するようと言っている。そのことに対して、自治法上の理由を挙げるのであれば、こうだという理由づけをした解答を願う。

多田参事

① 借入金に対するものとして今回損失補償を契約に基づいた形で行っていきたいということから、公社の全額ではないということを回答する。特別清算の中で、債権債務の状態がどのようになるかについて、その全額が債権者には届かなかったことから、例えば、資産を処分する場合でも、金額が固まっていないう状況から全額できるできないということにはならないのかと思う。

② 総務省の通知で情報開示ということであるが、総務省の指針を踏まえて経済建設常任委員会に提出している。

副委員長

① 7,260万円の借入金に関しては全額損失補償する。普通の会社が公的資金を全額借入金で払ってもらう例は、損失補償のほかにはない。その損失補償を受ける清算人が、そもそも資料要求を拒否するということは、断じてあってはならないことと思う。滝川市が要求することをあきらめたら清算人はその義務を逃れるわけで、滝川市が清算人に求めるということはやめるべきではないと思うがそのことについて伺う。

② 総務省の通知は、大変重要な通知である。通知には情報開示せよと書いてあるのに対し、しないと言っているのはなぜか。総務省通知があっても出せないという理由を整理して報告を求めたい。

多田参事

① 借入金に伴って損失補償が発生しているということであり、この損失補償については議会で議論して、経営状況についても毎年度報告をしている。総務省指針に基づいた形で整理したもので、公社としてこういった役割があったということも含めて説明してきていて、そういった観点から第三セクターとしての役割を果たしてきたということも説明し、損失補償というのがなされてきていると経済部では考えている。清算人が拒否するということであるが、清算人の判断については先ほどから申し上げているとおり、今取引先の相手のこともあるので、この資料要求には答えることはできないと経済部として判断したところである。

② 情報の開示については、可能な限り前回の総務省の指針に基づいて、滝川市として第三セクターの設立から現状における状況について、資料としてまとめて経済建設常任委員会に報告している。必要な情報については開示しているという判断をしている。

副委員長

① 今の答弁では清算人は取引先の影響などを考えて拒否しているということだが、私が聞いたのは、そういう影響は市や議会がその取り扱いを注意すればよいことで、本当にそれが清算人の拒否する理由で、市も取引先に影響が出るのでこれ以上は資料要求は求めないということなのか確認したい。

② 総務省通知というのは善管注意義務違反とか、義務を怠る行為とか、民事的な責任があれば民事訴訟等を受けるということを経営者は考えなければならぬということ、逆に言えば民事訴訟をやるとすれば損失補償を支出するのは滝川市であることから滝川市としてそこをきちんとチェックする必要がある。ところが今回で言えばタマネギで腐った理由は何も明らかになっていない。630万円という数字も資料が出ていないので特定できない。社長が粉飾にかかわっていたという社内メモについても、これは内部調査では捏造だというのがそのメ

モ自体が議会に示されていない。第三者的あるいは議会としての目でそれを認めたわけではない。こんな善管注意義務違反にかかわるような情報についても出さないというのは明らかに総務省通知違反だというふうに言わざるを得ない。このようなことも議会に示さずに取引先への影響を重視して資料は求めないということで確認してよいか伺う。

多田参事

① 清算人の判断を踏まえて、滝川市として開示することができない。提出することができない資料ということで何回か答弁してきたと思っているし、そういう確認をいただいていると思っている。

② 総務省通知の関係も前から答えているように、粉飾の部分については既に議会にもこういった状況であると報告をしているし、それに伴って法的な責任を市は市としての、公社は公社として明らかにしてきたと思っている。今議論していただきたいのは、損失補償に関してであり、損失補償と粉飾決算については全く別のものであると考えている。

委員長

確認するが、提出できないということであるので委員会としても資料提出の関係については以上で終了したいと思う。この件については報告済みとする。次に、10月28日開催の第30回経済建設常任委員会で清水副委員長から提案があった農業開発公社の粉飾決算に伴う地方自治法第98条第2項に基づく監査請求については前回の委員会で審議をいただいた新政会、市民クラブとも監査請求の必要はないという発言があったので、経済建設常任委員会としては農業開発公社に関する監査は求めないということで確認してよいか。(よし) よって農業開発公社に関しては監査を求めないことと決定する。この件については報告済みとする。(6)について所管から説明願う。

(6) 平成22年産麦・米穀の出荷状況について

新井課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。(なし)

参考までに私から補足したい。きたほなみという小麦の品種は病害虫に大変強く、全道では全面的にきたほなみに変わっていく傾向である。ことしの種の供給では90%ぐらいは、きたほなみということで、JAたきかわ管内も100%に近いものになっている。この需要性というのは、生産料払いというのがことしから出ているので、とにかくとれなければ平均反収の交付金が少ないということで、良質の一等枠で、防除も5回ぐらいきちんとやらなければ穂発芽などいろいろな面で影響するのだが、強い品種で画期的なものが出てきてくれて来年以降少し明るい見通しが出たのかと思う。ことしの秋も作付していて期待できる品種交代だと思う。以上補足とする。(6)は報告済みとする。

2. 第4回の定例会議以降の調査について

委員長

別紙のとおり確認してもよいか。

副委員長

① 農業開発公社の承継問題が明確になっていない中で、承継されない場合は土地を整備して北電に返すということで、新たな市の支出が出る可能性がある。16項目の中でそれが該当するのであれば新たな項目はつくる必要はないと思うが、承継が済むまで特別に閉会中の調査項目に入れる必要があると思うがいかがか。

② 中空知職業訓練センターについては形態が大きく変わるわけで、当分の間は項目として加えたらよいかと思うが伺う。

委員長

ただいま、2件の追加項目が出たがこれに対して意見はあるか。

山 腰
委 員 長

私は、今の16項目で対応できるので必要がないと思う。

山腰委員から必要がないとの意見が出たように、整理番号の1番の農業振興対策及び商工業振興対策の項目で対応できるという判断から項目には入れないものと決定した。

3. その他について

委員から何かあるか。(なし) 事務局からあるか。(なし)

4. 次回委員会の日程について

委 員 長

次回委員会の日程については、正副委員長に一任願えるか。(よし)

以上をもって、第32回経済建設常任委員会を閉会する。

閉 会 12:22